

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区三田3丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成30年2月8日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 日本板硝子株式会社 代表取締役 森 重樹 電話 03-5443-9522					
主たる業種	自動車用安全ガラスの製造						
事業者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	2020年目標(1990年比)を以下のように設定し、既導入の環境マネジメントシステムを軸に削減を目指す。CO ₂ 削減≥25% リサイクル率≥99%						
計画を推進するための体制	事業所長を最高責任者とした環境マネジメントシステムの推進体制の中に環境管理室を設置し、実施計画の策定、推進管理システムを構築する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(26~28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	284,859.5トン	278,109.1トン	279,910.1トン	279,658.0トン	-2.0パーセント	
	評価の対象となる排出の量	276,130.6トン	278,109.1トン	277,553.3トン	276,122.6トン	0.4パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	基準は平成26~28年度実績の平均値とした。増減率は、省エネ法に基づき原単位当たりの温室効果ガス排出ガス量を毎年1%削減することを目標とする。総排出量は、生産工程増設に伴い増加する予定。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量(gCO ₂ /生産m ³ /100)	55.92	55.00	54.00	53.00	-3.43パーセント
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント
重点的に実施する取組の実施計画	原単位の指標及び目標の根拠	生産性の効率(稼働率・歩留・サイクル)を上げて、2016年度実績対比で原単位1%を継続的に改善していく(年率1%削減)。					
	基準年度(28)年度	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	備考		
(29)年度	38.0パーセント	38.0パーセント	42.0パーセント	42.0パーセント			
(30)年度							
(31)年度							
具体的な取組及び措置の内容	措置の内容	毎月16日を事務所、常勤勤務者対象にノーマイカーデーを推奨する。					
	上記の措置を採用する理由	工場立地条件と勤務体系の制約から主な通勤手段は自家用車(又バイク)で、公共交通のバス(本数少なく夜間無し)は利用者が限られているが、近年は自転車や徒歩通勤が確実に多くなっています。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(29)年度	第2年度(30)年度	第3年度(31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるものの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	行政や地域の、環境活動に積極的に協力、参加し地球温暖化対策を推進する。						
特記事項	・第二計画期間の超過削減量(5,892.2t-CO ₂)を平成29年度0トン、平30年度2,356.8トン、平31年度3,535.4トン排出量から差し引いて記載。						

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。